

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成26年2月26日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成25年2月20日（水）午後8時頃、市道遠石三丁目2号線からガソリンスタンドに進入しようとした車両が、市道上に生じた穴ぼこに突っ込み、車両を破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥46,664-

2 専決処分の年月日

平成26年2月7日

(参考)

# 事故状況図

